

2023年度 (公財)ヒロセ財団奨学金

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 ・インド以東のアジア諸国 (東南アジア諸国優先) ・日本語能力試験 N1合格者</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること (あるいは「留学」へ変更申請中であること)。</p> <p>(3) 2022年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。 また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。ただし、成績不良によらない休学をしたことに伴う原級・在籍原級・留籍についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 2022年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p> <p>(5) 直近のGPAが、学部生で2.7以上、大学院生で3.5以上 (会計専門職研究科学生のみ2.5以上) であること。</p>
推薦者数	2名
学内締切 (厳守)	2023年2月20日 (月) 17:00 * 郵送可 (2月17日 (金) 消印有効)
提出書類	<p>募集要項をよく確認し、以下の4点を提出すること。①～③は全て自筆 (手書き) です。</p> <p>① 奨学金申請書 ② 履歴書 ③ 身上書 ④ 推薦書 (*) (*) 指導教員等、応募者をよく知る方に書いてもらってください (厳封)。A4用紙で1ページ (様式自由)。</p> <p>⑤ 日本語能力試験 N1の可否結果通知書または証明書 (写) 学内選考通過者については、その後、在学証明書、成績証明書、在留カード (写) を提出いただきます。</p>
提出先	国際教育事務室 (駿河台・和泉・生田) または中野教育研究支援事務室 * 郵送の場合は、国際教育事務室 (駿河台) へ送ること。
重要事項	特になし
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず、「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野教育研究支援事務室 (中野キャンパス低層棟3階) へ問い合わせることとし、<u>直接、当該財団に問い合わせないでください。</u></p> <p>(4) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p>
個人情報の取り扱いについて	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報 (学籍異動・成績情報を含む) を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 奨学金担当 TEL:03-3296-4146 Email:isupport@meiji.ac.jp

令和5年度（2023年度）
公益財団法人ヒロセ財団 外国人留学生募集要項
（一般奨学金）

1. 応募資格

- （1）日本以外の国籍を有し、インド以東のアジア諸国から来日している私費留学生
- （2）大学の学部又は大学院に在学する者で、令和5年4月1日現在で35歳以下の者
- （3）修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者
- （4）学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- （5）日本語検定試験 N1 合格者
- （6）国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者
- （7）奨学生交流会（年4回を予定。うち1回は2泊3日の研修旅行）、芸術文化関係交流事業に出席できる者

注）なお、次の者は除外します。

- ・日本での留学中、更に他の国への留学（交換留学、短期又は中長期留学を問わず）を予定する者
- ・将来、日本学術振興会の特別研究員事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム等の各種支援制度、並びに他の奨学金への応募を希望する者

2. 新規募集人員 20名程度（財団の年間奨学生 約100名）

3. 対象学年

学部学生：令和5年（2023年）4月に正規生として在学する者

大学院学生：令和5年（2023年）4月に正規生として在学する者

4. 奨学金

学部学生 月額18万円

大学院生 月額20万円

ただし、学部学生、大学院学生ともに、所定の最小限の修業年限内の者（いわゆる留年なし）を原則とする。

5. 奨学金支給期間

令和5年（2023年）4月から1年間。ただし、特に成績優秀な者及び当財団の交流事業を理解する者については、毎年度末に審査の上、所属する学部又は研究科の標準年限まで継続可とする。

6. 応募方法

大学の推薦により、申請を受け付ける。

7. 応募の手続き

次の書類を揃え、指定する日までに、財団事務局に提出する。記載漏れ、乱雑な記入の書類は受け付けない。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
 - (2) 履歴書（所定の様式）
 - (3) 身上書（所定の様式）
- } 自筆による
- (4) 在学証明書：大学院各課程入学予定者は、合格通知書（入学許可書）の写し
 - (5) 在留カードの写し（住所、氏名、在留資格の確認のため）
 - (6) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等。
 - (7) 推薦理由書（学部長又は指導教員による封緘書）：A4用紙で1頁

8. 選考及び決定

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事長に報告し、理事会で奨学生を決定する。一大学において、「採用者なし」もあり得る。

なお、選考に当たっては、書類審査の他、面接を行うことがある。

採用決定者については、5月中に大学及び本人に通知の予定。

9. 奨学金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。

- (1) 病気等により又は理由なく長期（1ヵ月以上）欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学（短期、交換留学を含む）したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (6) 事前の連絡なく奨学生交流会等諸行事を欠席したとき
- (7) 事前の相談なく年間10日間以上帰国又は日本を離れたとき
- (8) 応募書類及び報告書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (9) その他留学生としての資格を失ったとき
- (10) 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は迷惑をかけたとき

10. 報告書の提出

奨学生は、理事長から要求があったときは、学習の状況（学業成績を含む。）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

11. 注意事項

この要項に記載してあることについて不明の点があれば、大学の事務局に照会すること。